

平成27年度までの計画 『第2期基本計画』

基本計画策定の趣旨

『第2期基本計画』は、平成8年に策定した総合計画基本構想に定める『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』の実現を図るため、第1期基本計画に引き続き、今後10年間に推進していくべき施策の基本的な方向性を示すものです。

第2期基本計画の策定に当たっては、素案作成段階から多くの市民の参画のもと、今後10年間に必要なまちづくりの施策について論議を重ねるなど、その内容を市民の皆さんに公開しながら策定作業を進めてきました。

この基本計画は、今後の市政運営の指針であると同時に、『登別市まちづくり基本条例(※)』に示す理念の具体的な展開方向となるものです。本計画の施策を進めるため、引き続き実施計画(3年)を定め、毎年ローリングを行います。

また、簡素で効率的な行政運営を推進するため、組織機構の見直しや行政評価システムの導入により事務事業の見直しに努めてきましたが、今後は、より一層きめ細やかな事務事業の点検・見直しを行い、職員の能力開発、効率的な組織・機構の見直しの徹底、民間委託の推進、事務手続きの簡素効率化などを進め、計画的・効率的な行財政

運営に努めます。

※登別市まちづくり基本条例：市民で構成された同基本条例検討委員会がまとめた提言書や基本条例(素案)の公表に寄せられた意見、市民フォーラムや条例説明会での意見など、市民の皆さんから寄せられた多くの提言や意見を基に策定され、市の最高規範となる条例で、平成17年12月21日に施行されました。条例の目的は、まちづくりへの市民参画の仕組みや権利、市民・行政・議会の役割や責任を明らかにすることで、市民主体のまちづくりを確かなものにするようとするものです。



▲登別市総合計画(1996年策定)と第2期基本計画

『第2期基本計画』では どんなことをするの? *

第2期基本計画では、基本構想の全6章を各章ごとの節に分け、細分化して計画を立てています。

第1章 やさしさと 共生するまち(全4節)

第1節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

目標1 子育ての不安と負担の軽減
子育てに対する地域での支援や男女共同による子育ての推進、子育て環境の整備、子育ての経済的負担の軽減に努めます。

1 地域での子育て支援

- ① 子育て支援センターの整備・充実
- ② 地域子育てボランティア育成・活用
- ③ 地域子育てグループ活動への支援
- ④ 子育ての学習・体験機会の充実
- ⑤ 子育て家庭への相談・情報提供の支援：ファミリーサポートセンターや家庭相談員などを配置し、子育てに関する相談・情報提供の支援。



▲登別子育て支援センター

2 男女共同による子育ての推進

- ① 家事、育児への男性参画の推進
- ② 男性の育児・介護休暇の取得啓発
- 3 子育て環境の整備

- ① 保育所、幼稚園における保育・教育の充実や環境の整備
- ② 統合型幼児育成施設の設置：民設民営施設の実現の検討。
- ③ 民間活用による保育所運営の推進
- ④ 乳幼児などの保育の充実
- ⑤ 児童館や放課後児童クラブの充実

4 経済的負担の軽減の支援

- ① 医療費や保育料、教育費などの支援
- ② 児童のいる家庭などへの経済的支援の充実(児童手当や児童扶養手当など)

目標2 児童虐待の防止

親自身のストレスや精神的な問題などを解消し、心の健康を保てるよう支援するとともに、児童虐待の予防や早期発見、早期対応をするため、関係機関との連携を強化し、子どもの健全育成に努めます。

1 児童虐待防止の推進

- ① 児童虐待防止マニュアル作成と実践
- ② 児童虐待防止対策の連携強化

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

目標1 市民の主体的な健康づくり意識の確立
登別市健康増進計画『健康のぼりべつ21』の推進を図るほか、『一次予防』に重点をおいた市民の健康づくりを支援し、健康増進と発病の予防に努めます。

1 健康づくり運動の推進